

教文ス第646号
平成22年5月27日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁生涯学習推進局
文化・スポーツ課文化財担当課長

文化財保護の徹底について（通知）

このことについては、日ごろから万全を期していただくようお願いをしているところですが、先般、国指定天然記念物の区域内において、登山道を管理する首長部局と教育委員会との連携不足から、文化財保護法に基づく手続きを経ずに現状変更を実施していた事例がありました。

つきましては、次の事項に留意の上、関係者との連携を図りながら、文化財保護の徹底を図るよう願います。

記

- 1 文化財指定区域の所有者及び管理者に対し、関係法令の周知を図るとともに、文化財保護意識の啓発に努めること。
- 2 文化財の現状変更や保存に影響を及ぼす行為の計画等を適時把握し、関係法令に基づき適正に処理すること。
- 3 文化財の取扱いについて不明な点がある場合は、当課文化財保護グループまで連絡すること。

〔 文化財保護グループ
電話 011-231-4111 内線 35-619 〕